兵庫県芦屋市

公園施設長寿命化計画の概要

令和８年８月

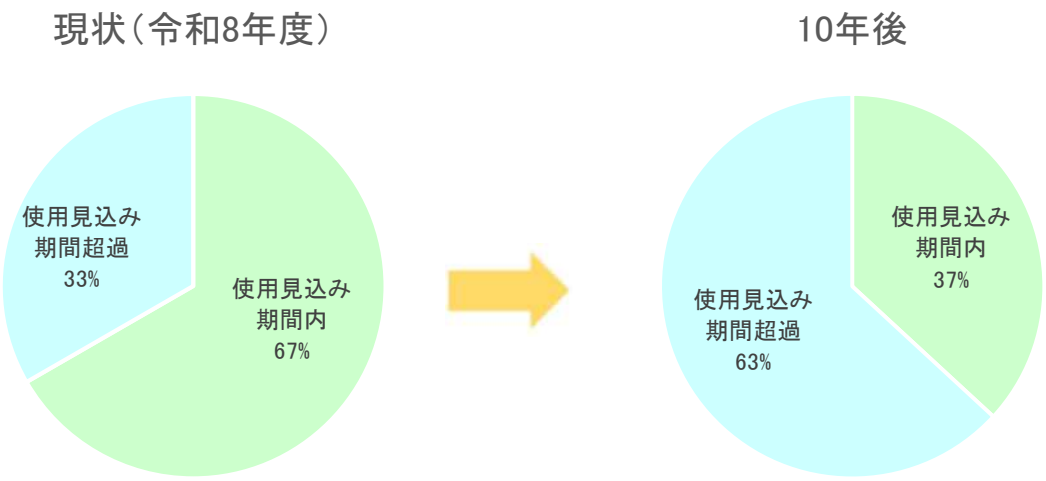
芦屋市　都市政策部　都市基盤室　基盤整備課

１．計画策定の目的

本計画は、「芦屋市公共施設等総合管理計画」の理念・目的に基づき、公園施設の安全性の確保、長寿命化、最適化を図ることを目指し、今後の施設管理・施設整備を計画的に行うことを目的にしています。

都市公園は、市民の活動の場、憩いの場であるとともに、都市環境の形成や安全性の向上に寄与する場として整備されてきました。都市公園には、遊具をはじめ多種多様な施設が設置されていますが、時間が経過するにつれて老朽化が進行するため、安全に安心して利用していただけるよう、点検・補修・更新などを実施していく必要があります。

芦屋市の公園施設は適宜更新を行っているため、現在では 3 割強の施設で使用見込み期間を過ぎている状況ですが、このまま使用を続けると、10 年後には使用見込み期間を過ぎた公園施設が半数以上となる見込みです。

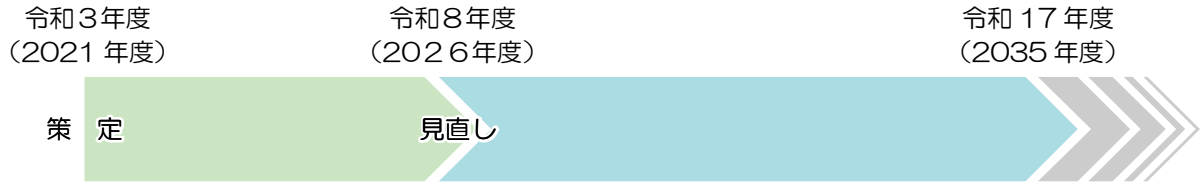


≪５年間の振り返りと計画更新の意図≫

令和３年８月に策定した『芦屋市公園施設長寿命化計画』は、公園施設を計画的に維持管理または更新し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減する上で効果を発揮してきました。また、更新等の費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないようにもすることができました。その策定から 5 年が経過し、公園施設の現状を適切に計画に反映し、近年の社会情勢の変化等にも対応するため、計画を見直すこととしました。

２．計画期間

令和３年８月に策定した「芦屋市公園施設長寿命化計画」を見直し、新たに令和８年度から令和１７年度までの 10 年間を計画期間としています。



３．計画対象公園施設

計画対象となる公園は、令和３年８月と同様で 135 公園となります。
また、計画対象施設は 1,967 施設となっています。

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
30	0	123	483	5	0	37

管理施設	その他	合計
1,289	0	1,967


（津知公園）


（打出公園）


（中央緑道）

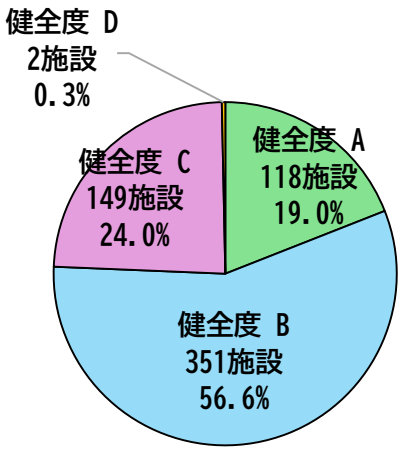


計画対象公園と公園施設の例

４．健全度を把握するための点検調査結果の概要

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（令和７年３月改定版）」（以下「指針（案）」という。）に基づき、遊具など特に安全に配慮して予防的な対策を行う施設 620 施設について、令和７年 8～令和８年２月にかけて有資格者による健全度調査を実施した結果、安全に使用できるもの（健全度Ａ及びＢ）が 7 割強、補修を行った上で利用を続けるもの（健全度Ｃ）が２割強となりました。また、使用禁止施設が 2 施設（健全度 D）となりました。健全度判定における評価基準は、以下のとおりです。

なお、使用禁止となった２施設については、速やかに撤去を行いました。



健全度	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。









公園施設の劣化進行事例

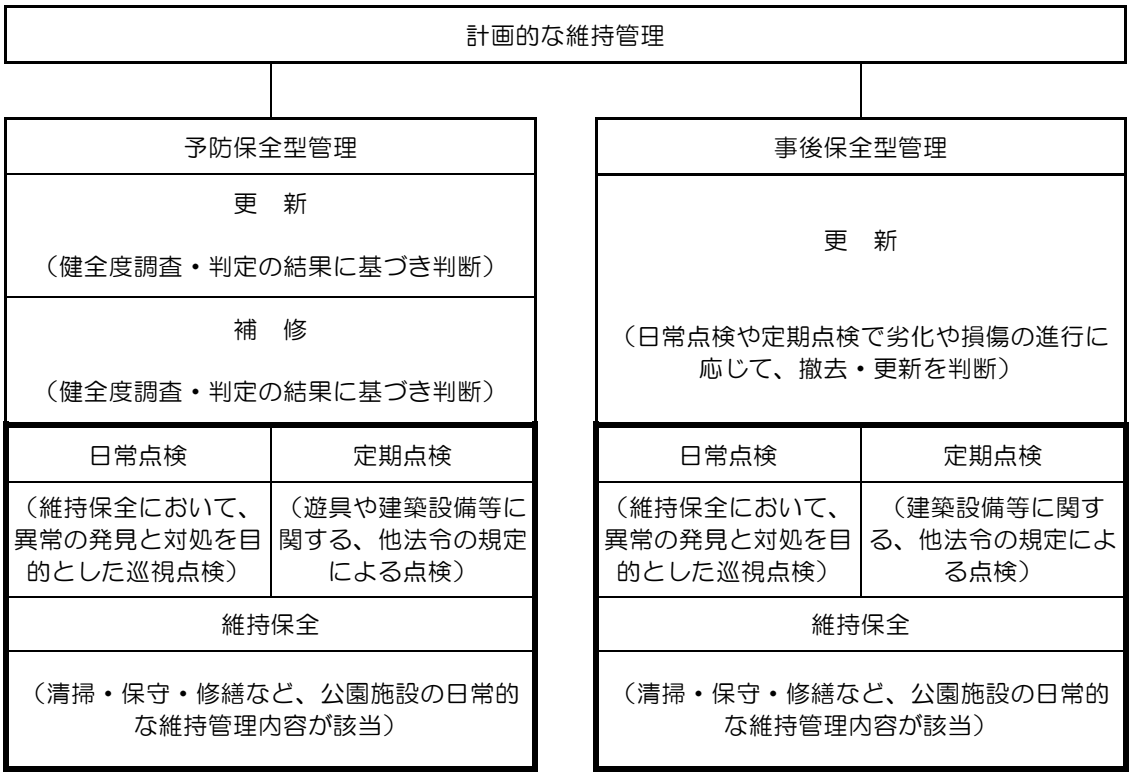
５．対策内容と実施時期

対象となる公園施設について、健全度調査の結果等をもとに、予防保全型管理あるいは事後保全型管理に位置づけ、計画的な維持管理を行います。

予防保全型管理では、維持保全に加え、健全度調査により把握した健全度に基づき、日常・定期点検の結果を活用しながら計画的な改修・更新を行います。

事後保全型管理では、維持保全を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で改修・更新を行います。

予防保全型管理と事後保全型管理の概念図



健全度Ａ、Ｂに判定された施設については点検を通常どおりに行い、消耗部品の定期的な交換や、処分制限期間内の再塗装等を実施し長寿命化を図ります。

健全度Ｃと判定された施設のうち、使用見込み期間を過ぎているか近いものはできるだけ速やかに更新し、それ以外の施設については、課題箇所の補修を行ったうえで予防保全型管理を行います。

健全度Ｄと判定された施設については、早期に補修・更新もしくは廃止します。

その他関連する事業が予定されている公園の施設については、当該年度にあわせて長寿命化対策あるいは更新を行います。

６．日常的な維持管理に関する基本的方針

日常の管理については、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設に対して、補修等を行い、利用者の安全が常に確保されるよう維持保全します。

公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、毎年の定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、５年ごとの定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

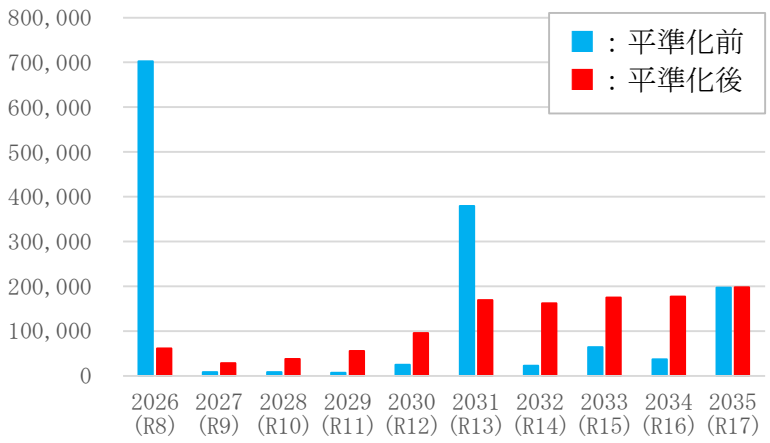
また、維持管理方法について、活用可能な新技術の事例について収集し、新技術の活用によるコスト削減を検討します。

７．施設の更新に際して

今後、少子高齢化等社会情勢の変化や公園施設の維持管理コストの増加が予測されることから、単純に同規模同用途の施設更新を行うのではなく、公園利用者の声および公園周辺の住民の要望、地域の実情や利用実態を反映した「機能再編」と、施設の適正配置を図る「立地集約」についても検討しつつ、施設の統廃合・更新を進めていく必用があります。

８．計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策として、公園施設の予防保全型管理を行うことで、公園利用者の安全性かつ快適性の確保、維持管理費用の平準化と可視化、ライフサイクルコストの縮減効果が得られます。



この長寿命化計画に基づく維持管理や更新を行うことで、ピーク時の年間事業費が大幅に圧縮され、膨大な費用が特定の年度に集中することを避け、計画的で着実な補修や施設の更新を実施することが可能となります。また、今後の維持補修を適切に行うことにより、令和１３年以降の事業費についても、削減の余地があると考えられます。さらに、この計画により着実な補修や施設の更新を実施し、公園施設をより安全で安心して利用できるようになります。

① 概算費用合計（10 年間）【②＋③】	1,158 百万円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	1,002 百万円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	156 百万円
④ 単年度あたりの概算費用【①/10】	116 百万円